

平成26年第2回

甘楽町議会定例会会議録

第 2 号

6月17日（火曜日）

平成26年第2回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成26年6月17日（火曜日）

議事日程 第2号

平成26年6月17日（火曜日）午後1時27分開議

- 日程第 1 議案第36号 平成26年度甘楽町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 議案第37号 農業体験実習施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第38号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 4 議案第39号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 5 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第 6 発議第 1号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）
- 日程第 7 発議第 2号 義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）
- 日程第 8 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第 9 一般質問 第 1番 山 崎 愛 子（県の重要文化財である那須の獅子舞を町の宝物として存続させるための町当局のお考えを伺いたい）
- 第 2番 山 崎 愛 子（中学生国際交流研修団について）
- 第 3番 山 崎 愛 子（子供たちの環境教育推進について）
- 第 4番 佐 俣 勝 彦（ふるさと納税について）
- 第 5番 山 崎 澄 子（小中学校統廃合後の施設の活用について）
- 第 6番 山 田 邦 彦（「譲り合いネット」の設置を）
- 第 7番 山 田 邦 彦（AEDの充実を）
- 第 8番 山 田 邦 彦（より利用しやすい道の駅等につい

て)

第 9 番 江 原 榮 和 (建築基準法第 4 2 条第 2 項による狭
あい道路後退 (セットバック) 用地
の受入れについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	江原榮和君	2番	佐俣勝彦君
3番	山崎愛子君	4番	富岡朝男君
5番	山崎澄子君	6番	長岡敬一君
7番	柳澤清次君	8番	長谷川儀平君
9番	黛哲夫君	10番	中里芳久君
11番	吉田恭一君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	由田進君
教育長	柴山豊君	会計管理者(会計課長)	石井和子君
総務課長	山田隆史君	企画課長	松沢計作君
健康課長	中野哲也君	住民課長	飯塚章君
振興課長	松本一雄君	水道課長	吉田喜代治君
学校教育課長	山田勇君	社会教育課長	吉田泰志君
農業委員会事務局長	山崎等君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋茂	書記	飯塚香奈
------	-----	----	------

○開 議

午後 1 時 2 7 分開議

◇議長（黨 哲夫君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席に配付しました議事日程に基づき、順次議事を進めます。



○日程第 1 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度甘楽町一般会計補正予算（第 1 号）

◇議長（黨 哲夫君） 日程第 1、議案第 3 6 号 平成 2 6 年度甘楽町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（黨 哲夫君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（黨 哲夫君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◇議長（黨 哲夫君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 議案第 3 7 号 農業体験実習施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（黨 哲夫君） 日程第 2、議案第 3 7 号 農業体験実習施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（黨 哲夫君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第3 議案第38号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議
について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第3、議案第38号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第4 議案第39号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第4、議案第39号 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第5 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第5、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告を願います。

◇総務文教常任委員長（**柳澤清次君**） 平成26年6月17日。甘楽町議会議長**黛 哲夫**様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長**柳澤清次**。委員会審査報告。本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。記。1、開催日時。6月11日午前9時30分。2、場所。甘楽町役場委員会室。3、出席者。委員長、**柳澤清次**。副委員長、**江原榮和君**。委員、**山崎澄子君**。委員、**黛 哲夫君**。委員、**中里芳久君**。委員、**吉田恭一君**。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のために出席を求めた者。教育長、**柴山 豊君**。総務課長、**山田隆史君**。企画課長、**松沢計作君**。住民課長、**飯塚 章君**。会計課長、**石井和子君**。学校教育課長、**山田 勇君**。社会教育課長、**吉田泰志君**。

6、審査の状況。請願第1号 2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書採択の請願。

請願の要旨は、2015年NPT再検討会議に向けて、核兵器の無い世界への行動が直ちに開始されるよう、日本政府に対して核兵器全面禁止の決断と行動を求めるものであるが、核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的

根拠と責任がある。このことから、本請願はよく理解できるとの意見で一致した。よって、本請願は採択すべきものと決定した。

陳情第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める陳情書。

陳情の趣旨は、消費税増税に伴い、複数税率の導入と国民の知的インフラである新聞に対して軽減税率の適用を求め、国に対して意見書の提出を求めるものである。消費税の軽減税率制度については、社会保障と税の一体改革の原点に立って、必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入することで、現在検討がなされている。軽減税率の対象は、国民の日々の生活に不可欠な品目を軽減税率の対象とすべきことから、食料品、公共交通機関の利用、電気、ガス、水道に係る費用など、新聞購読料を含めて軽減税率の対象にすべきものが無数に考えられるとの意見で一致した。よって、本陳情は、継続審査すべきものと決定した。

陳情第3号 「義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書」採択に関する陳情書。

義務教育は公平であるべきで、「教育水準」に格差があってはならない。義務教育費国庫負担の縮小は、財政の厳しい自治体における義務教育に必要な財源の確保を困難にさせ、自治体の財政力による地域間格差を生じさせることにつながり、義務教育行政の円滑な推進に重大な影響を及ぼすものである。本陳情は、よく理解できるとの意見で一致した。よって、本陳情は採択すべきものと決定した。

陳情第4号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書採択を求める陳情。

日本国憲法第9条では、戦争放棄、戦力の不保持・交戦権の否認について規定している。集団的自衛権は、憲法第9条では行使できないとの解釈をしてきたが、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認について、自民党は今国会において閣議決定を目指している。しかし、現段階では不透明な部分もあるので、国会の動向を見きわめる必要があるとの意見で一致しました。よって、本陳情は継続審査すべきものと決定した。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。どうぞ自席に戻ってくだ

さい。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

請願第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、陳情第2号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、陳情第3号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、陳情第4号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第6 発議第1号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書
(案)

○日程第7 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書(案)

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第6、発議第1号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断

と行動を求める意見書（案）について並びに日程第7、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

柳澤清次君、登壇して説明をお願いします。

◇7番（柳澤清次君） 発議第1号。平成26年6月17日。甘楽町議会議長 哲夫様。提出者。議会議員、柳澤清次。賛成者。同、江原榮和。同、山崎澄子。同、中里芳久。同、吉田恭一。日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書。

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回2015年NPT再検討会議を前に、いま、世界のすべての国の政府は、この目標を現実に変えるために努力し、行動することが強く求められている。

しかし、それから4年になる今も、「核兵器のない世界」を達成する道筋は、なお見えていない。米ロ間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万9,000発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核開発の動きが続いている。意図的であれ偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は現実に存在している。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、被爆国である日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

いま、核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認でき、そのうえに核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれている。この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっている中で、国際紛争の解決手段として武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動すること

は、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進するうえでも極めて重要である。

これらのことから、2015年NPT再検討会議に向かって、核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、「共同声明」の署名国として、日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し核兵器全面禁止条約の交渉開始のための努力とするよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月17日。群馬県甘楽町議会議長 哲夫。内閣総理大臣。総務大臣。外務大臣。

発議第2号。平成26年6月17日。甘楽町議会議長 哲夫様。提出者。議会議員、柳澤清次。賛成者。同、江原榮和。同、山崎澄子。同、中里芳久。同、吉田恭一。義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、平成18年に義務教育費国庫負担金の負担率が3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算の確保が困難となっており、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼしてきている。

さらには、多くの地方自治体で財政が厳しくなる中、少人数教育の実施、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきている。

自治体の財政力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るためには、一人ひとりの子どもたちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、甘楽町議会は、政府、衆参両院議長に対し、義務教育費国庫負担制度の国負担割合の2分の1への復元に向け、下記の事項を実現されるよう強く要望する。記。1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月17日。群馬県甘楽町議会議長 哲夫。衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。総務大臣。財務大臣。文部科学大臣。

以上です。

◇議長（**哲夫君**） 自席に戻ってください。提案者の説明が終わりましたので、ここで質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**哲夫君**） 異議なしと認めます。

発議第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、発議第2号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**哲夫君**） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第8 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（**哲夫君**） 日程第8、閉会中の所管事務継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました継続審査・調査の申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**哲夫君**） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定をいたしました。

◇

○日程第9 一般質問

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第9、一般質問を行います。

質問通告の順番に発言を許します。

質問は、通告書に従って、簡潔にお願いをいたします。

最初に、議席番号第3番、山崎愛子君。

◇3番（**山崎愛子君**） 3点、質問いたしますが、その1。

県の重要文化財である那須の獅子舞、現在も町の宝物となっていますけれども。後継者が大変少なくなっておりますが、存続させるため、町当局のお考えを伺いたいと思います。

町の重要文化財であり県の重要文化財にもなっています那須の獅子舞の後継者が大変少なくなっています。このままでは、将来、獅子を振る方が少なく獅子舞ができなくなるのではないかと危惧されます。このことに関して、町当局では、どのように捉え、どのようにお考えなのか、お伺いしたいです。

2点目は、中学生国際交流研修団について。

イタリアのチェルタルドへの中学生国際交流研修団が、隔年で実施されていることは大変喜ばしく、すばらしいことです。この研修団がイタリアで歓迎のレセプションをしていただくとと思います。また日本のほうからも返礼のための出し物をすると思います。その際ですが、町の宝物だったり日本文化を継続的に紹介するような試みを考えていったらいかがかと思います。

研修団の中学生一人ひとりに補助がわずかとしても公費より支給されている訳です。それは、少年少女たちが将来、国際社会においてグローバルな視野を持って、そして世界の国々の方と対等に臆することなく付き合える人間に成長できるように、また異文化に触れて、自国の文化、郷土ふるさと甘楽町、そして群馬県、日本、それに誇りを持って活躍できる人間の育成を目指しているからです。

ならば、短期間であっても、郷土甘楽町の文化はもちろん、誇れるもの、町の歴史など、簡単であっても、きちんと身につけて他に伝えられる教育をして送り出したらいかがでしょうか。

レセプションの出し物にしても、非常に短い期間ですが、イタリアの方々に、例えばですが、パネルを使って、そして、ああ甘楽町というのはこういうところなのかと、将来行ってみたくなるような説明を子どもたちがしっかりできるようにしていただければなど考えます。

甘楽町と関係のない一般的なものでなくて、甘楽町の楽山園とか雄川堰とか桜並木、そして武家屋敷、那須の獅子舞、この獅子舞なんかは他の地域もありますが、神楽。そして、日本家屋とか養蚕農家の紹介とか、そうすると自然と日本の歴史に触れるわけですが、織田七代の墓。甘楽町の食文化、やきもちの説明とか、おきりこみとか、漬物などとか。そしてまた日本の伝統衣装である着物の説明とか、そういうことを。着物なんてふだんは着ませんけれども、「晴れ」の日には昔はよく着ましたし、現在でも「晴れ」の日には着用しますね。そんな当たり前のことがイタリアでは珍しい異文化となります。イタリアの方々が、異文化に触れることになり、また生徒たちにとっては、日本文化の紹介が日本文化の再認識になるのではないのでしょうか。研修団の生徒全員が、一人一役というか、説明をしてできるようにしたらいかがでしょうか。そういうことです。

ぜひとも、公費の補助をいただいて行く訳ですから、ふるさと大使、外交官として行くという気概を持って。帰ってきたときには、一生、自分たちはこういうことをしたというそういう楽しく忘れ得ぬ思い出を作ってきていただければなど考えています。生徒たちが、自国の文化の一端をしっかりと身につけ、国際人として成長することを切望いたします。

3点目ですが、町では7月から生ごみの回収を週2回としました。住民の方が大変喜んで下さっております。生ごみは水気を含んでいますから重量が重くなります。なるべく水気を切って出していただくということを町では広報を通じてお願いをしている訳で、体の調子が悪かったり、お年寄りだったり、赤ちゃんがいる家庭だったりするとなかなか大変な部分もある訳ですが、お年寄りのご家庭などでは無理をして体を壊さない程度で水切りをお願いしたいと思います。コンポストに入れたり、畑で落ち葉と一緒に混ぜたりすれば、すばらしい肥料になって、資源ごみになるわけですね。ですから、学校教育でもできるだけ環境教育の一環として児童、生徒、保育園児、幼稚園児への教育をお願いしたらどうかと思います。

私は、町の環境保健協会の理事の一人であります。ごみの減量化は、最終的に環境のため、地球温暖化防止のためというふうに言っていますね。一人ひとりの小さな取り組みが

大きな力を発揮します。保育園児の遠足で、この前、見ていましたら、先生が「ごみのポイ捨てはやめましょう。わかる人？」と聞きますと、皆、「はい」と返事をして、保育園児の帰った後に、ごみは1つもありませんでした。

ちなみに、学校にはエアコンが導入されました。これも使用すれば電気を使い、地球温暖化の促進をすることになりますが、使わないで熱中症になれば、もっと困るわけです。大切に臨機応変に使用するというのを、各学校ではもちろん指導してくださると思いますが、校長先生を中心にして、実践教育ということで、無駄遣いはさせないように。そして大切に使って、そういうような足元からの身近な小さな取り組みを。甘楽町は今、ごみの排出量が少ない方から2位と非常にいい訳ですが、群馬県一になることも小さな取り組みをきちんとしていけば可能ではないかなというふうに私は考えています。ですから、子どもたちへの贈り物として、「環境教育の推進」というのを町全体で取り組んでいっていただければありがたいなということを提案したいと思います。

以上でございます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（**柴山 豊君**） まず、第1問目の「県の重要文化財である那須の獅子舞を町の宝物として存続させるための町当局の考えを伺いたい」とのお尋ねでございますけれども、改めましてご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、歴史や文化・伝統は、郷土を誇りに思い、愛着を持つことに繋がります。これを守り、継承していくことは、まちづくりの一助となるものであり、大変重要なことだと考えております。

しかしながら、甘楽町のみならず、全国的に見ても歴史あるものの保存や継承は課題を抱えております。

第一の理由は、少子・高齢化による後継者不足です。さらには、働き方の変化により、練習時間が取れなくなり、存続ができなくなっているのも原因と考えられます。地域の連帯感が希薄になっているという指摘もございます。

那須の獅子舞は、1300年の歴史があり、甘楽町では天引の麦祭りとともに、県の重要無形民俗文化財に指定されております。

このほか、甘楽町指定重要無形文化財の獅子舞が5件、神楽が9件、伝統的な神事などが3件、あわせて民俗文化財が18件あります。

那須の獅子舞に限らず、後継者問題はどの保存会も同じではありますが、地域の民俗文

化を未来へ継承するため、保存会への支援を継続して実施していかなければならないと考えております。

なお、詳細については、担当課長からお答えさせますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願いたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原 荘一君**） それでは、続きまして2問目の「中学生国際交流研修団について」のご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、イタリア共和国チェルタルド市とは、1983年、昭和58年でありますが「友好親善姉妹都市協定」を締結以来、両市町は世界の平和と繁栄に貢献できるよう、連携、そして融和、協調と唱えながら、「一粒の麦」の精神で交流の絆を育んでまいりました。

なお、中学生国際交流研修団は、1986年、昭和61年ではありますが、第1次の研修団を派遣して以来、延べ14回248人もの中学生を派遣し、チェルタルド市からも青年使節団の受け入れを含め、両市町の友好親善に大きな成果を上げてきました。

本年度も研修団を募集したところ、大勢の応募があったため抽選で決定したことは、既にご報告させていただいたところであります。

郷土甘楽町はもちろん、日本文化をイタリアの方々にお伝えするのは大変重要なことと十分認識をしておりますので、使節団の受け入れや文化交流の開催を踏まえて理解してもらえるよう努める所存でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、中学生研修団の事前研修及びチェルタルド市での出し物等につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、よろしくお願いたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（**柴山 豊君**） 3問目の「子供たちの環境教育推進について」のご質問にお答えいたします。

2011年3月、東日本を襲った大震災と東京電力福島原子力発電所の事故は、日本が持つエネルギーの課題を改めて浮き彫りにいたしました。

これまでも、地球温暖化対策として、CO₂排出量の削減、太陽光、風力、地熱、バイオマスなど、自然エネルギーを活用しての環境保護が叫ばれてきました。今回の震災は、私たちに省エネ、節電、再生可能エネルギーの必要性をより強め、限りある資源の利活用を再認識することを知らしめました。

将来にわたり、人が暮らし、経済活動が営まれ、社会を継続していくためには、良好な環境を守っていかなければなりません。

本町では、地域住民と行政との連携による「ごみゼロ運動」や「河川清掃」「花いっぱい運動」「みどりのカーテン運動」、生徒会やPTAらによる「リサイクル廃品回収」「通学路のごみ拾い」、園児や児童生徒による園庭、花壇の手入れなどの奉仕活動が行われ、郷土を愛する心の育成、自然保護の意識の醸成に大きく結びついていると思われま

す。
議員ご質問の「子供たちの環境教育推進」につきましては、学校教育では「学習指導要領」に基づいた学習や体験活動を実施しておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、詳細については、担当課長からお答えをさせますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 1問目を、社会教育課長。

◇社会教育課長（**吉田泰志君**） 命によりお答えいたします。

町では、わずかではありますが、維持管理補助金として各団体に年間1万2,000円を補助しています。衣装や用具を修繕する団体には、宝くじ助成金250万円の活用を支援しています。

さらに、毎年11月3日に民俗芸能大会を開催して発表の場を設け、普及啓発と維持保存への意欲高揚を図っています。各保存会の皆さんは、大勢の観衆の前で披露することを目標に、各団体は後継者を育て、練習に励んでおります。民俗芸能の保存継承には大変重要な場であると考えております。

11区那須地区は、人口が237人のうち、15歳未満の子どもが14人であり、かつての舞の担い手であった世代が少ないのは事実です。しかし、年代別では、30歳未満が31人、60歳未満までは101人が暮らしております。現在は、こうした大人世代が保存に努めています。

少子・高齢化に特効薬はなく、一気に後継者を増やす対策はありませんが、別の保存会では、転居した人が練習のある日に駆けつけて獅子舞を続けているという例もあります。

このように、地域の方が伝統文化に理解と熱意を持っていただけるよう町でも支援を続けていきたいと考えております。

今後とも、町の教育や文化の発展にさらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 続きまして、2問目について、企画課長。

◇企画課長（**松沢計作君**） それでは、命により中学生国際交流研修団について、お答えいたします。

研修団の派遣につきましては、国際交流振興協会から一部助成金をいただいているため、団員には事前学習会により、イタリアの文化、歴史、生活習慣、イタリア語など、研修に必要な基本知識を身につけていただくとともに、町の歴史等についても理解をいただき、甘楽町の中学生代表としての自覚を持って行動できるよう、お話をさせていただき、送り出す考えであります。

チェルタルド市滞在中、研修の一番の目的はホームステイにあり、国境を超えた人たちとのふれあいであると考えております。

そして、ホストファミリーの家族の一員として生活する中で、イタリアの生活習慣、そしてイタリア人のものの考え方、見方等が身につき、これからの人生に大きな糧になるものと確信しています。

出し物につきましては、事前研修において中学生研修団が皆で考え決定したものをお世話になったチェルタルド市の皆様に感謝を込めて披露するものでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

従いまして、山崎議員のご質問による日本文化の紹介は、町長の申しました使節団の受け入れや文化交流の開催を踏まえて、理解してもらえるよう努める所存でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 3問目の詳細について、学校教育課長。

◇学校教育課長（**山田 勇君**） 3問目のご質問について、命によりお答えいたします。

教育基本法では、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されています。また、小・中学校、高等学校の学習指導要領による社会科や理科、技術・家庭科など、関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実が図られています。

小学校では、3、4学年の社会科で、地域の地理的環境学習の一環として、白倉浄水場や最終処分場などを見学・調査し、資料を活用して調べるなどの勉強を行っています。5年社会では、公害問題について、6年理科では「人と環境」の中で、環境保全の大切さを

勉強しています。

また、学校給食の牛乳パック再利用の取り組みにつきましては、すっかり定着し、身近な牛乳パックを通して、循環型社会の形成、環境問題、ごみ問題、リサイクルなど、子どもたちの物を大切にしようとする意識の高揚にも繋がっています。

この他にも「緑の少年団活動」や妙義少年自然の家に宿泊し、キャンプファイヤー、野外炊飯など、自然と触れ合い、自然愛護の精神を学ぶ野外体験なども行っています。

中学校では、理科、技術・家庭の教科でエネルギー資源の利用や科学技術の発展と人間生活との関わりや家庭の消費生活が環境に与える影響について、自分たちに何ができるかを学習しています。2年生の地理では、日本の省エネルギーと環境問題、公害及び自然災害の取り組みについて、3年生の公民学習では、森林破壊、砂漠化の進行、オゾン層破壊、熱帯雨林の減少など、地球温暖化の学習をしております。

また、自然の宝庫と称され、ごみ持ち帰り運動の発祥の地でもある尾瀬へ「尾瀬学校」として毎年、児童生徒が参加し、木道の整備をはじめ、さまざまな自然を守る大切さを学んできております。

この他、施設面での取り組みといたしましては、夏の暑さ対策として、保育園、幼稚園に体に優しいミストシャワーを設置し、少しでも快適で安心・安全な園生活が送れるようにと整備をいたしました。また、新設される「甘楽中学校」は、エコスクールの認定を受け、自然採光・自然換気を取り入れ、木の温もりのある環境への優しさを実感させる作りとなっております。これにより、学校が児童生徒たちだけではなく、地域にとっての環境・エネルギー教育の推進、啓発に先導的な役割を果たすことが期待されています。

今後も、教室や職員室の照明や事務機器のスイッチをこまめに切る習慣や、エアコンの適正な温度管理による節電など、身近でできる省エネ対策を励行し、人と自然との思いやりに満ちた環境教育の推進に努めてまいりますので、町の教育行政にさらなるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁といたします。よろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山崎愛子君、再質問がありましたら、1問目からお願いします。

◇3番（**山崎愛子君**） それでは、お願いしたいと思います。お答えしていただきました補助金を出したり、宝くじとか、大切に保存するために後継者を育てたり、そういうことをしてきて、そうして現在なくなっている訳ですね。それで、文科省の方では非常にもう危機感を持って、何とかできないだろうかということですけど、なかなかそれがうまくいかないんですが。今年の稲含のお祭りでしたけれども、ちょうど神楽のところを。そ

の昔、今から何十年前とは言いませんけれども、お世話になった頃に小学校も中学校も一応ちょっと獅子舞等を子どもたちに放課後にさせることがあって。その子どもたちが現在そこに帰ってきて、または家にいる者が実際に真剣にやって、「ここはある程度は大丈夫だな」というふうに思いましたけれども、ある程度といっても、それはもう人がいないんですけれど。それを私が今申し上げたのは、ここには書きませんでしたけど、何とか取り組まなければならないとなれば、例えば町でプロジェクトみたいなものを作るなりして。実際に富山県のあれは南砺平高校と中学校の方もやっているわけですね。そういうことをやっている、インターネットにも出ていまして、何年前に「こういうことができないですかね」なんてふうにある校長先生にはお話ししたことがあるんですけれども。今おっしゃったことは、現在の状況を私のほうにお答えとしていただいたんですけれど、そういう状況があって、もうこれで本当に困りますよねということでこまねいていて、それで終わりになってしまいますよね。でも人間ですから、何とかいろいろなことを考えていけば必ず先が見えてくるし、活路といいましょうか、それが見えてくるわけですので、ぜひ見つけていただいて、こんなふうみんなを持っていけばそれを終わらないようにできると。そういうことを日本全国の中ではあるわけですから、そこをぜひ見つけていただきたいということが1つです。そんなふうにして、何とか終わりにならないように持っていく。そうすると、それは甘楽町の他の重要文化財もこんなふうという、必ず道筋が出てきますし。人間でできないことはないんじゃないかなと私は思っているのです。そのようにプロジェクトを組むなり、何としてもこれをなくしては困るという意気込みですればできるかなと、そういうふうには私は思っているのです。そこら辺をぜひ、ほかの先進地といいましょうか、それは非常に地域が高齢になっちゃっている所だし、過疎化になっている地域かもしれないけれども、そういう所を見ていただければ、ある訳ですから、そして参考にして作って行っていただきたいと思います。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（**柴山 豊君**） ただいま、2回目の質問をいただきましたけれども、富山県の方で、これ真剣に取り組んでいるというふうな話でございました。

私は、この保存に関しまして、基本的には、私は那須の獅子舞保存会の皆さんが主体的となって、やっぱりこういう点に援助して欲しい、こういう点を町として支援してほしいということがあって初めて我々は具体的に動けるんだらうというふうに思います。もちろん、これに関しましては町当局だけではなくて、これは県の指定にもなっております。そ

ういう方面とも相談もしながら進めていくというふうなことになるんだと思いますけれども、とりあえず基本的には那須の地区、那須だけじゃなくて、いろんな保存されている地区がある訳でありますけれども、やっぱりそういうところの保存会の人たちの具体的な悩み、それを我々に直接お話しいただくということが一番大切なのかな、というふうに思っております。議員の言うことは、よく私もわかります。やっぱり、そこが原点だというふうに私は考えております。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） よろしいですか。

◇3番（**山崎愛子君**） もう1点、いいわけですね。もう1回だけ。

今おっしゃったことは非常によくわかるんですけども、それで那須の保存会の方も非常に困っていますけど、非常に奥ゆかしいというか、どうしたらいいだろうと皆さんのところに話しかけないわけですから。でも、今の時点を抜かしたら、もうお年が来て、本当にできなくなってしまいうわけだから。そこを甘楽町の非常によいところで、町当局の方から、「じゃこんなふうにしていけば」とか、そういうふうな助言もいただきながら、両方でやっていくと。そういうふうにししないと無理なのではないかなと思います。それはもちろん、主体的に那須の人たちがすればいいんでしょうけど、できないわけですから。そこを両方で本当に終わった後には、ある程度はビデオを撮ってあったからといってできるわけじゃないですから。そこを考えながら継承していくように町当局の方からの話しかけと、あと底上げといいましようか、応援の仕方でも保存ができるのではないかと、そういうふうに思っていますので、お任せしていただければいいんじゃないかというふうな私の危惧なんですけど、よろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 要望でいいですか。

◇3番（**山崎愛子君**） はい。

◇議長（**黛 哲夫君**） では、2問目について。

◇3番（**山崎愛子君**） 2問目は、これはなぜかという、何年か前にですかね。チェルタルドの研修団として行った、もう今立派な大人になっている方が、もっとイタリアのことについてもっと勉強しておけばよかったと。イタリアの文化もそうですけれども、日本の甘楽町のものをホームステイに行ってホームステイで向こうのホストファミリーと楽しくいろいろするとき、そういう日本のいろんなこととお話しする訳だと思いますが、そういうときに甘楽町の歴史とか、いろいろ子どもたちが積極的に話せるように、教育をし

ておくことが大切なのではないかなというふうに思っている訳です。よろしいでしょうか。

もう1点、それにつけ加えますと、研修団の人たちだけじゃなくて、将来日本人として子どもたちが巣立っていくときに、今、日本文化とかそういうのを、私なんかだって昔の人と比べればすごく身につけていない訳ですけれども。これからの子どもたちはもっと身につけなくなってしまって、それは非常に危惧されて、文科省の方からも、いろいろ指導要領の中に入れていたとか、いろんなものが言われている部分がある訳ですよ、文科省だけじゃなくて、世間一般でも。だから、こんないい機会だから、子どもたちも意欲を持って、また甘楽町の子どもたちが非常に素直でよい子どもたちなので、そういうことを身につけさせて「より立派な人間になれるように」ということでお願いできればなど、そういうことです。

◇議長（**黛 哲夫君**） 要望ですか。

◇3番（**山崎愛子君**） はい。では、要望をお願いします。

◇議長（**黛 哲夫君**） わかりました。では、3問目について、質疑がありましたら、お願いします。

◇3番（**山崎愛子君**） 3問目ですけれども、課長さんからお答えいただいて、具体的なことというか、私も昔教員でしたから、もう学校で環境教育のことはそのようにする訳ですけれども、現在育ってきた子どもたちはやっぱりなかなか本のとおりにはいなくて。現在私が今申し上げたいのは、生ごみという、実際に甘楽町に生ごみ処理工場があったらそれは別ですけど、お金を払って、もう1億円をもしかしたら超えてしまうかもしれないですよ。そういう今、町の喫緊の課題ということで、生ごみなんか子どもだってコンポストに入れて、その三角コーナーをきれいに洗ってじゃないけど、そういうような具体的なことを子どもにすれば、子どもは体が苦勞して大変な訳じゃなくて、むしろいい子になるわけですし、そういう町の課題を取り上げて一般的な環境教育ではなくて、町の今の大切な課題を取り上げて環境教育の中に組み込んでいただきたい。そういうことなんです。

◇議長（**黛 哲夫君**） 要望でよろしいですね。

◇3番（**山崎愛子君**） それは要望というか、そのようにしていただかないと、町の支出するお金がどんどん増えていっちゃうんじゃないかなと、そういうことです。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（**柴山 豊君**） 2問目にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、子どもたちには具体的な問題として、町の中の汚れた壁をきれいにしたたり、それから議員の中にも環境教育、あるいは歴史等に詳しい方がいて、子どもたちを対象に、小幡の堰を見学させたり、そしてどうしてこれがきれいかというふうなこともいろいろとご指導いただきながら、子どもたちは日々環境教育を受けている訳です。実践をしております。牛乳パックの再利用の取り組みは、子どもたちが毎日毎日給食の中でこれはやっているはずでありますし、私は、それで効果を上げているというふうに思っております。

それと、まず議員が一番最初におっしゃったように、甘楽町の幼稚園から、あるいは保育園から、本当に教育を徹底しておるといふふうに議員もご指摘だったと思いますけれども、これは保育園だけではなく、やっぱり幼稚園もそれをやっている訳でありますから。観念的なことを私は申し上げている訳ではなくて、具体的なことについて私どもは指導しているつもりであります。

これについて、今後も子どもたちの環境に対する考え方、行動も、私は期待しているところではあります。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） はい。

◇3番（**山崎愛子君**） 最後の質問になるかもしれないんですが、要望も含めましてですが。これは新聞なんですけれども「地域に根差した温暖化対策の取り組み」というのを、群大の理工学部の教授が、桐生市をモデル地域にしてということで、今、全国の大学の研究所で温暖化対策の実証実験を始める。

桐生市内では、これは、東大なんですね。それで、車を使わずに行ける自宅の半径500メートルで生活用品を買える店の調査をしたり、環境教育のテキストを使って小学生や高校、大学生に省エネ情報ということで、これは実践教育になるんじゃないのかなと思うんですが、二酸化炭素の排出が少ない生活ができるかどうか。今、町で困っている課題というか、大人の人に言ったら、よく守ってくれる人もいれば、全然守らない大人の人もある訳ですよ。ところが、子どもを通して「これはよくないんだよ。こういうふうにしなないと大変なんだよ。」という、親御さんも自分の子どもをよい子にしたいですから、子どもから言われてというそういう部分があるので。ぜひ環境教育、そういう具体的なものをお願いできればなど、そういうことでお願いします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 3番目の質問でございますけれども、これは要望として承っておきたいと思っております。私どもも、一層の子どもたちへの環境教育については充実に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

◇議長（黛 哲夫君） よろしいですね。

◇3番（山崎愛子君） はい。

◇議長（黛 哲夫君） 山崎愛子君の質問が終了いたしました。

次に、議席番号2番、佐俣勝彦君、登壇してお願いします。

◇2番（佐俣勝彦君） それでは、質問に入らせていただきます。

「ふるさと納税について」。最近、各自治体において「ふるさと納税」に本腰を入れている自治体が多い。納付者が応援したい自治体に納付した場合、所得税と住民税が一定の上限まで控除される制度と納付金の一部を納付者に還元（地元特産品等）することで、制度の積極的な活用を促している。自治体は、財源確保はもとより、「町を知ってもらう」「来町していただく」ことに重きを置いているところが多い。

町でも1口5,000円を基本として、5万円以上を納付された方には12月に「城下町ふれあい便」をお届けしています。

そこで、ふるさと納税に対する今後の取り組み。今までの納付者の人数と金額。以上についてお伺いをいたします。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、佐俣勝彦議員のご質問であります「ふるさと納税について」、お答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、ご承知のとおり、平成20年12月にふるさとづくりを推進するための「甘楽町ふるさとづくり寄附金条例」を制定いたしました。翌年の平成21年2月1日の町民の日から募集を始めてきたところであります。

既に大勢の皆様からご寄附をいただき、特典といたしましては、佐俣議員のおっしゃるとおりそのお礼として5万円以上の寄附者に対して城下町ふれあい便を年1回お届けしているところであります。

ふるさと納税につきましては、多くの市町村が地元の特産物などを特典として設けており、寄附者の出身地にかかわらず、特典のよい市町村を選択するような傾向となっているようにも思われるところであります。

町では、今後も、このふるさと納税に賛同してくださる方のお気持ちを十分にくみ取り、個性あふれるふるさとづくりを推進していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご質問のふるさと納税に対する今後の取り組み、そして人数、金額等につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、ご理解をお願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 企画課長。

◇企画課長（**松沢計作君**） それでは、命により「ふるさと納税」についてお答えいたします。

佐侯議員の1つ目のご質問であります、ふるさと納税に対する今後の取り組みですが、住民税の税額控除、所得税の所得控除は一定限度額までとなっておりますが、寄附金額から2,000円を差し引いた部分につきましては、所得金額にもよりますが、ほとんど全額控除できる仕組みとなっております。

この税控除を勘案しますと、町民の寄附に対しての特典による還元内容によっては実質的な収入減になりかねませんので、現行どおり城下町ふれあい便を町の特典とし、納付していただいた方へ還元したいと考えております。

しかし、町外からの寄附者に対しましては、当町に足を運んでくれるような何らかの特典の追加を検討したいと思っております。

2つ目のご質問であります、今までの納付者の人数と金額ですが、平成26年3月末日現在で、納付者延べ人数で564人、うち町内の寄附者が394人、町外の寄附者が170人となっております、寄附金総額では4,733万円となっております。

なお、「わが街ふるさと納税」という全国の自治体のふるさと納税の情報を掲載しましたホームページがあり、当町も登録されています。町のホームページでも、ふるさと納税に係るPRを積極的に行い、寄附金の増加に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます、答弁といたします。よろしく申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 佐侯議員。

◇2番（**佐侯勝彦君**） 私がなぜ、ふるさと納税についてご質問をしたかといいますと、実は世界遺産の勧告が4月末にありまして、5月の連休からついこの間まで、今日、楽山園の入園者数の発表がありました。残念ながら、昨年と比較しても伸びていないんです。我々、ややもしますと、世界遺産で富岡製糸場にあれだけの人数がどんどん来ていますよ、じゃ、黙っていても甘楽町に来てくれるんだろうという甘い考えがありました。その

ため、実績を見てみますと、来ていないんですね。これ、やはり我々は何か誘客を図るために、やれるものは何でもやっていく、あるいは富岡製糸場を使いながら、やっていく必要があるんだろうと。

ふるさと納税というのは小さなことなんでしょうけれども、これは当たり前のことなんですけれども、「日本中で富岡製糸場に一番近い町」ということをどこへ行っても言っているんですけれども、これを前面に出して、ホームページで今までと違った意味での、例えば5万円以上納付された方には、ふるさと館の2名宿泊券を差し上げる。せいぜい1万5,000円ぐらいでしょう、2名でも。そうしますと、3割ぐらいの負担ですから、今までとそうは遜色はないというふうに思っていますのでね。富岡製糸場に一番近い10分あるいは15分で行けますよ。初日は、甘楽町の名所を回ってください。2日目は富岡製糸場へ行って、富岡製糸場を見て帰ってくださいという訴え方が、今ならできるんだろうというふうに思いまして、実はこの質問をさせていただいた訳です。

その辺について、ちょっとお考えを。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原 莊一君**） ご質問いただきました。今、課長からお答えしましたように甘楽町の特徴といたしましては、町内の寄附者が非常に多いですね。いわゆる町外の寄附者ですと実質的な収入減になりかねないというような話もありましたけれども、できるだけ町外の人が愛する甘楽町、そして甘楽町出身でない人も甘楽町に対しての寄附をしていただくこと、それをこれからもっともっと検討していかなくちゃならないかなというふうに思っているところであります。

そういう意味では、今、議員がおっしゃられましたように、富岡製糸場の近くということとは非常に大きなメリットでもありますので、それらを考慮して検討していきたいというふうに思っております。

まず、手始めにできることは、楽山園・ギャラリー・資料館の年間パスポートがありますが、まずそれを金額にかかわらずお配りするとか。一定程度の金額の人は、先ほど申し上げましたように、ふるさと館の宿泊券でありますとか。金額にもよりますけれども、検討していければというふうに今思っているところであります。

確かに新聞報道にもありましたけれども「200万円とか何百万円もしてくれた人には、高額の」というのがありましたけれども、やっぱり一定程度の寄附の中で一定程度の特典があって、続けて寄附をしていければというような取り組みを積極的に考えていき

たいというふうに思っておりますので、先ほど佐俣議員から再質問のありましたことについては、十分検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

◇議長（**黨 哲夫君**） はい。

◇2番（**佐俣勝彦君**） ありがとうございます。実は、12日の読売新聞なんですけれど、これは特典が非常に全国的に見ますと、高くなっているといえますかね。それなので、総務省が、そろそろこれも一定の上限を決めなければいけないということで、そういう動きも出てきたという話も聞いていますので、今、町長の答弁のように、ぜひ誘客を図るために、ひとついろいろな手を打っていただきたい。また、実行していただきたいというふうに思っています。

以上で終わります。

◇議長（**黨 哲夫君**） 以上で、佐俣勝彦君の質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。



午後2時40分休憩

午後2時50分再開



◇議長（**黨 哲夫君**） 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

次に、議席番号5番、山崎澄子君。

◇5番（**山崎澄子君**） 「小中学校統廃合後の施設の活用について」。小中学校の統合が進み、甘楽中学校が開校のあかつきには、町内には那須分校をあわせて5校が空きとなります。

時代の波とはいえ、学んだ学校が消えていくことには、それぞれの感慨を持たれることだと思います。

お伺いします。この5校の今後の活用をどのように考えているのでしょうか。とともに、次の利用はいかがかということで、秋畑地区と第一中、二中のことで提案をさせていただきます。

秋畑地区。那須分校は、現在、産経国際書会が有意義に活用していることは、大変ありがたいことで、喜ばしいことです。秋畑小、中学校は、森林セラピーをもとに、小中学校生の林間学校等に活用してはどうでしょうか。

第一、二中学校のどちらかを利用して、町民や子どもの憩いの場所として、ぜひビオト

ープの設置を要望します。自然がたっぷりの甘楽町ですが、里山はなかなか手入れが行き届かず、川も護岸工事で土手が高く、子どもたちだけでは危険な要素がいっぱいです。幼児期から自然に接することで、情緒豊かな人間性が生まれることは言うに及ばないでしょう。

また、首都直下型地震が大きく取り上げられている昨今です。当地は、地層の関係で、比較的揺れが小さい特性を活かして、首都圏の企業の危機管理部門の誘致なども考えられるのではないのでしょうか。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原荘一君**） それでは、山崎澄子議員のご質問であります「小中学校統廃合後の施設の活用について」、このことについてお答えを申し上げます。

少子化による小中学校の閉校による跡地の利用につきましては、県内はもとより全国各地で各市町村が苦慮しているところであるというふうに思っております。

町でも第三中学校、そして秋畑小学校の閉校と相次ぎ、平成27年度末には第一中学校、第二中学校が閉校となります。

ご承知のとおり那須分校につきましては、平成19年3月から産経国際書会に建物を賃貸借し、作品の展示や研修会等有効利用を図るとともに、地元住民との交流を図っていただいております。

第三中学校の閉校時には、ホームページ、広報おしらせ版等を通じて皆さんからの提案を募集し、旧第三中学校跡地活用検討委員会において提案募集について検討をし、ヒヤリング等も実施してきましたが、結果として活用には至りませんでした。

山崎議員のご質問であります、第一中学校、第二中学校のどちらかを利用して、ビオトープの設置を要望しておられますが、町では全町公園運動を推進しております。そして、豊かな自然の町でありますので、町全体、いわゆる田、畑、そして土手、山、川、神社、森等々、全体をビオトープとして考え、これから町づくりを進めていきたいというふうに思っているところであります。

5校の今後の活用方法につきましては、この後、担当課長から今までの取り組み等につきましてお答えをさせますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 企画課長。

◇企画課長（**松沢計作君**） それでは、命により「小中学校統廃合後の施設の活用につい

て」お答えいたします。

まず、那須分校につきましては、有効活用を図っていただいている産経国際書会に引き続き利用していただく考えであります。

旧秋畑小学校、旧第三中学校跡地利用につきましては、秋畑地区学校跡地等活用検討委員会及び部会を設置し、現在、部会において宿泊施設、老人施設、災害用備蓄倉庫等、利用内容により5部門に分けて検討しているところでございます。

ご質問の森林セラピーの活用につきましては、秋畑交流センターを拠点施設として利用できればと考えております。

また、第一中学校及び第二中学校の跡地利用につきましては、統合後、皆様からご意見をいただき、検討していきたいと考えております。

首都圏直下型地震につきましては、町も緊急対策区域に指定されましたので、企業の危機管理部門の誘致は難しいと考えております。ご理解を賜りたくお願い申し上げ、答弁いたします。よろしく申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） はい。

◇5番（**山崎澄子君**） ありがとうございます。そうしますと、町長がおっしゃいましたように町全体がビオトープとしていきたいということは、まずこの荒廃した里山をいかにきれいにしていくか。里山あるいは川も然りですけれども、まず、そういったこともあるんじゃないかと思えます。昔の私たちみたいな原始に近い人間が飛び回って遊ぶということは何ら差し支えないと思えますが、今現在の核家族の中で育てられた子どもが、果たしてそれに耐え得るかということと言っちゃいけないかと思うんですけれども、管理された子どもたちには、まず管理されたそういったビオトープのようなものの中で遊んで、第2ステップとして、そういった町全体のビオトープの中へ進んでいくことがいいんじゃないかなと私は思います。

それに、若いママさんたちは、やっぱり公園が少ないと言うんですね、子どもを遊ばせるのに。だから、本当に小さな公園でもいいから欲しいというのが本音なんですけれども、ふるさと館のところにある総合公園まで行くにはやはり遠過ぎる、それに、ちょっと時間がずれば、片方が山で寂しくなる。そんなこともあって、やはり町の中で本当に自然が満喫できる、大人も年寄りも子どもも楽しめるビオトープというものが必要じゃないかなと私は考えます。

それと、また森林セラピーの件なんですけれども、交流センターがそこを基本としてと

ということなんですけれども。私は、小中学校、校庭も広いですし、あそこで野外活動、2泊3日の野外活動に町の小学生、中学生をそこで野外体験をさせるということ、ぜひしていただきたいと思います。皆さんもご記憶にあると思いますけれど、キャンプファイヤーは子どもの心にはすばらしいもので、私も今現在残っております、キャンプファイヤーのすばらしさが。そういったことをやはり子どもにぜひ体験させていただきたいと思います。

明石要一さんという方が、皆さん、ご存じだと思うんですけれども、全国学力テストでAとBとありますけれども、1泊2日の野外活動より、2泊3日の野外活動のほうが、そのB過程ですね。要するに、経験の方、知識じゃなくて。それにおいては、断トツの成績をおさめるそうです。ぜひ甘楽町の子どもがそういった形で、秋田県じゃないですけど、甘楽町という形で、新聞に載る日もこれを実行していただければ間近じゃないかと思うんですけれども。以上で質問とそれから要望させていただきました。

◇議長（**黛 哲夫君**） 要望でよろしいですか。町長。

◇町長（**茂原荘一君**） 最後、ご質問いただきました。いろんなご示唆をいただきましたので十分検討したいというふうに思っております。

先ほど申しあげましたビオトープの件でありますけれども、ぐんま緑の県民税がいよいよ始まりました。そのお金等を積極的に活用して、できるだけ里山の整備、そして里山付近にある堤等の整備をできればというふうに今考えているところであります。

議員おっしゃられますように、一中の校庭全部を使ってビオトープにするという壮大なビオトープの話じゃないんだというふうに思っておりますけれども、地域に小さな公園がというお話もいただきましたので、それらにつきましてはまた検討していきたいというふうに思っているところであります。

特に、一中、二中は今現在子どもたちがいますので、今の段階で多く跡地はどうのという話をそんなんに出さずに、閉校が決まった後に皆さんからの意見等を取り入れる委員会なり、検討会なりを設けていきたいというふうに思っておりますので。その中で、ミニ公園のような、そしてビオトープのような小さな池があつて、トンボやチョウチョウが飛んでいるようなそういう公園の要望等が出てくれば、それらについて検討することについてはやぶさかではありませんので、またその節はご指導等をいただければというふうに思っているところであります。大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 山崎議員のビオトープの件で、もう少し子どもたちに自然体験をというようなことをございました。今後とも、それについては積極的に考えたいというふうに思っておりますけれど。ただ学校教育に全て投げ入れてしまうのではなくて、やはりこういうのはかなり家庭や地域が受け持つべきものというふうに思っておりますので、そういう面からもアクセスしていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

以上です。

◇議長（黛 哲夫君） はい。

◇5番（山崎澄子君） どうも大変ご親切なお答え、ありがとうございました。

ただ、今、尾瀬学校と、2泊3日の野外活動と一緒にするという事はおかしいことかもしれないけれども、それはその目的、これはこれの目的というものがあると思ひます。だから、いっしょくたにするということは考えはおかしいかと思ひんですが。子どもの学習に顕著にあらわれるということは、やはり考えていただきたいというふうに私は思ひます。

以上です。

◇議長（黛 哲夫君） 山崎澄子議員の質問が終了しました。

次に、議席番号12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、3点について質問いたします。

まず、1つ目が、いわゆる「譲り合いネットの設置を」についてです。

先日来、「子どもを産める女性がいなくなる」または「町がなくなる」そして「世界でも例を見ない勢いで少子・高齢化と人口減少が進む日本。今月、人口問題の研究グループの報告で、全国の市区町村のうち896の自治体が人口減少によって町がなくなる、“消滅可能性”があると言及されました。」との報道がされています。

甘楽町での対策は、今までも子育て支援を中心に展開をされてきました。一定の成果が伺えますが、さらに対策を講じる必要があると思ひます。その根本には、若者の非正規雇用化を止めること、企業の海外進出などでできたいわゆる産業の空洞化を止めること、そして福祉や教育のルールを充実することなどが国レベルで改善されなければならないと思ひますが、町独自でもできることをしなければと思ひ、提案をいたします。

まず、町では3年前から耕作できないなどの理由で、貸し出しを希望する農地に立札を表示し、耕作希望者を募り、耕作放棄地の解消を進めています。改正された農地法では

「農地の不耕作を食い止め、農地の貸借をやりやすくして利用することをねらいとしています。」という内容で、農地の「譲り合いネット」的な事業をされています。その成果はどのようなものか、伺います。

また、農家を始めたいが、「高価な農機具や住居が用意できない」とあきらめる方も多くと聞いています。トラクターやコンバイン、その他いろいろな農機具のいわゆる「譲り合いネット」を設置することや、民家の「譲り合いネット」の設置を行い、農家をしてみたい、甘楽町に住んでみたいと思っている人たちを支援してはいかがでしょうか。耕作放棄地の解消と人口増に向けた対策になるのではと思います。

その他、町でのプランなどがありましたら、お教えてください。町の考え方を伺います。

2点目に移ります。「AEDの充実を」というテーマで伺います。

町のAEDの設置につきましては、いち早く行い、その成果も出ています。AEDを使うことの無いのが一番いいのですが、もしもの時の重要な対策の一つです。

しかし、その実態は、「やり方がわからない」「どこにあるか知らない」、こういった人たちが大勢います。まさに、宝の持ち腐れとならないための対策が必要だと思えます。

そこで、幾つか伺います。

まず、現在の設置場所、個数や箇所と活用法、点検の仕方などがどうなっているか伺います。

2番目といたしまして、その設置箇所、個数などを増やすことをしていったらいかがでしょうか。

3番目として、一覧できるマップなどを作ること。

4番目が、県道や国道あるいは町道など、通りから設置していることがわかるような表示を作ること。

そして、もししていないようでしたら、定期点検を始めること。

そして、消防署や消防団とも連携して、地域ごと、団体ごとの講習会を定期的に頻繁に開くことも大事ではないでしょうか。

ネットワークを作り、事故のあったところに届けることも必要ではないでしょうか。現在は、事故のあったときに取りに行く体制ですが、双方向で行うことも大事だと思います。

町の考えを伺います。

3点目に移らせていただきます。「より利用しやすい道の駅等について」伺います。

この数年、町の各観光施設などが次々整備され、様変わりした感があります。来客者にも大変喜んでいただき、ますます甘楽町のイメージアップが行われていると思います。

さらに、お客さんに楽しんでもらえるように改善を提案しますが、いかがでしょう。

まず、道の駅や楽山園、ふるさと館や信州屋、ギャラリーなどなど、その他の町の公共施設も小さい子ども連れに利用しやすいように、例えば子ども用のショッピングカートを設置したり、休憩用のいすやベッド、キッズルーム、これは部屋でなくてもある程度のスペースを設置すると大変喜ばれると思います。赤ちゃん連れのお客さんが不便を訴えています。若い人たちから寄りやすい良いところと印象を持たれることは、将来にとっても大変大事なことだと思います。

2つ目に、各駐車場に自転車や二輪車用の駐車スペースを作ることはいかがでしょう。特に二輪車は、その構造上、マフラーが高熱になり、子どもたちの目線に来てしまうこと、あるいは転倒の可能性があるので特別な配慮が必要だと思います。

その他、町としての今後の整備予定などがありましたら、お聞かせ願います。

以上、3点伺います。よろしく願います。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原 荘一君**） それでは、山田議員から3問のご質問をいただきましたので、順次お答えをしていきたいというふうに思っております。

まず、最初の「譲り合いネットの設置を」について、お答えをいたします。

町の農業の現状につきましては、農業従事者の高齢化、そして後継者不足等、農業をめぐる情勢が大変厳しい中、担い手の確保、そして育成、農地の有効利用の推進は、地域農業の維持発展を図る上で幅広く取り組まなければならない重要な課題であると考えておるところであります。

農地法の改正によりまして、所有権者に農業上の適正かつ効率的な利用の確保が義務づけられました。そこで平成23年度より議員さんご質問の事業を実施し、推進をして一定の成果を上げております。

次に、新規就農者はいろいろな資本、経費がかかります。資本、設備への支援も大きな課題の一つと考えております。支援事業につきましては、認定農業者、そして新規就農者を対象に、農業機械、施設の導入についての支援を実施しております。ご質問の農業機械等の「譲り合いネット」につきましては、ご質問の趣旨は理解をさせていただくところでございます。

具体的な事項についての今後の対応は、この後、担当課長にお答えをさせますので、よろしく願いを申し上げます。

続いて、2問目の「AEDの充実を」のご質問でございますが、AEDは平成16年7月から医師などの医療従事者だけでなく、一般の方も使用が認められたこともありまして、救命救急活動の場においては大変有意義な機器と言われておるところであります。

一般の人が使用できるようになったAEDを設置する場所も急速に増えてきており、突然の心停止の現場に居合わせた方によるAEDを使った救命処置により、尊い命が救われたというニュースも聞かれております。

議員ご質問のとおり、AEDが有効に使われるためには、まず設置をされたAEDを適切に維持管理し、いつでも使えるようにしておく必要があると思っております。

次に、設置場所の関係者や住民等に、そのAEDの設置場所を周知する努力も欠かせません。

そして、何より教育と訓練によりAEDを使用できる人材を増やすことを怠らないことが大切だと考えております。

ご質問の詳細につきましては、この後、担当課長より細やかにお答えをさせますので、よろしく願いいたします。

それから、3問目の「利用しやすい道の駅等について」のご質問にお答えをいたします。

先ほどご質問にもありましたように、3月に「道の駅甘楽」のリニューアル、そして先月は甘楽ふるさと館「もみじの間」の増築と、多くの皆様にご利用いただけるような施設を整備し、町の魅力向上に努めてまいりました。

さらに、今週末には、「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界遺産リストに登録される見通しであります。4月のイコモスによる勧告後の状況や新聞報道等からも正式登録後は、想像以上の観光客が富岡製糸場を訪れることと思っております。

このことは町にとりましても大きなチャンスでありますし、甘楽町へ観光客を取り込む施策、町の魅力アップ、PRの施策を展開しておるところであります。

こういった中、今月から道の駅のピザ担当職員をチェルタルド市へピザ研修のために派遣をいたしました。帰国後は話題性も含め、道の駅の食の魅力アップに繋がると確信をしておるところであります。

今後も、施設面はもとより、お越しをいただいたお客さまに満足していただけるサービ

スを提供できるよう真心で努めてまいります。

詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 農業委員会事務局長。

◇農業委員会事務局長（**山崎 等君**） 命によりお答えいたします。

ご質問の1つ目の「農地の貸し出し事業」についてお答えいたします。

農業委員会では、不耕作農地の指導を実施する一環として、農地の貸し出しを希望する所有者から申込書の提出を受け、農地の有効利用を図ることを目的に、平成23年度より実施をしております。

ご質問の成果についてお答えいたします。平成26年6月1日現在でございますが、申込者数は44人で、面積は約8.9ヘクタールとなっております。このうち成立件数は、人数で25人、面積は4.9ヘクタールで、率にいたしますと面積で約55%となっております。

今後も、関係機関等と連携をしながらさらなる利用推進を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、1つ目についての答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 振興課長。

◇振興課長（**松本一雄君**） 命により、山田邦彦議員の「譲り合いネットの設置を」のご質問にお答えをします。

2つ目の「農家を始めたいが」についてですが、ご質問の農機具や民家、空き家の「譲り合いネット」設置については、現状では考えておりませんが、新規就農者を支援すべく、町では平成25年度に「人・農地プラン」を策定しました。

このプランは、全国の多くの地域で後継者不足や耕作放棄地の増加など、人と農地の問題で将来の展望が描けない地域が増えている状況に対応するためのものです。

農林水産省では、人と農地の問題の解決は、農業政策の基盤であるという基本方針により、「人・農地プラン」を柱に関連施策の基盤を継続的に実施しています。

このプランの実行を支援する施策に、新規就農への青年就農給付金（経営開始型）が「人・農地プラン」に位置づけられています。

独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満で一定の要件を満たす方は、給付を受けるこ

とができます。給付額は年間150万円、最高5年間となっています。

また、農業機械等の導入に対する支援もこの事業で受けることができます。補助率は事業費の10分の3上限になっています。

現時点では、お示ししております助成支援策を通じて新規就農者の効果を期待したいと考えております。

また、3つ目の「その他の予定」については、ございませんので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議長（**黨 哲夫君**） 2問目。健康課長。

◇健康課長（**中野哲也君**） 命により、AEDに関する7つのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の、現在の設置場所と活用・点検の仕方はどうなっているか、についてでございます。

当町では、平成19年に総合福祉センターと甘楽ふるさと館に設置し、その後、小中学校をはじめとする公共施設に順次AEDを配備してまいりました。

現在、AEDは、寄附を受けたものを含めまして、18施設にそれぞれ1台配備しております。設置場所は、役場、文化会館、ふるさと館、福祉センター、甘楽町体育館、秋畑地域交流センター、お休み処信州屋、楽山園、旧甘楽三中体育館、小中学校5校、幼稚園3園、かんら保育園です。

次に、AEDの使用状況でございますが、平成20年に1件、今年2月に1件、いずれも甘楽ふるさと館での対処です。

次に、AEDの点検でございますが、機器には電源としてバッテリーが内蔵され、救命の重要な器具として電極パッドが収納されております。このバッテリーやパッドには使用期限が明記されておりまして、この交換等につきましては、日常点検を含め、AED設置施設の管理者がそれぞれ行っており、常にAED機器の適切な維持管理に努めております。

2点目の、設置場所や個数を増やすことについてでございますが、現在、未設置の「ら・ら・かんら」「道の駅甘楽」につきましては、設置を行いたいと考えております。

3点目の、一覧できるマップなどを作ること及び4点目の通りからわかるような表示を作ることについてでございますが、AEDが有効に使われるためには、住民の皆様や救急

医療等にかかわる機関や関係者が、あらかじめ設置場所について知っていることが大切です。

このため町では、毎年、広報かんらでAEDの特集記事を掲載し、設置場所等の情報を提供しておりますが、今後は広報誌や町のホームページを活用した情報提供をさらに充実させるとともに、簡易なマップであれば、その作成を検討しますが、AEDの設置は全て屋内となっておりますので、利用可能な時間帯や施設内の設置位置も公開する必要があると考えております。

また表示については、設置施設やAEDの設置場所が容易に把握できるよう、適切な掲示がなされているかを調査の上、必要に応じ施設の玄関等にAED設置施設を示すステッカー等の掲示を進めてまいります。

5点目の、定期点検についてでございますが、AEDは適切な維持管理がなされていないければ、生命に重大な影響を及ぼすおそれのある医療機器でございます。設置後の維持管理が重要で、いざというときに適正に使用できる状態を常に管理することが大切です。現在、AEDの定期点検につきましては、各施設の管理における日常点検としてAED機器本体が自己診断の状況を示すインジケーターの確認をお願いしているところでございます。

6点目の、講習会についての今後の取り組みでございますが、ご承知のようにAEDの取り扱いを含めた普通救命講習は、各種団体や職域を中心に広域消防本部のご協力を得まして、団体等の求めに応じた出張講習等が適時開催されております。

引き続き、住民の方々が、いつでも、どこでも、誰でも、AEDを効果的に使用できるよう、住民の皆様を対象にした救命講習会の受講促進を、地域のイベントや防災訓練等の機会を捉え、図ってまいります。そして、何よりも万が一に備えて、AEDの迅速な操作方法を職員の誰もが習得していることが大切であります。今後、全職員がAEDの取り扱いを含めた救命講習を受講できるよう、計画的に進めていく必要があると考えております。

7点目の、事故があったところにAEDを届けることも必要ではないか、についてでございます。

公共施設を中心にAEDの設置は確実に進んでおりますが、イベントは、こうした設置済みの施設を利用するものばかりではありません。AEDが近くにない場所での不測の事態への対応として、スポーツ等の各種大会やイベントの主催団体を対象にAED機器の貸

し出しを行っている自治体がございますので、これらの状況を踏まえながら、今後こういった方法についても検討してまいりたいと考えております。

最後に、本町におけるAEDの普及推進にあたりましては、関係各課とも十分協議し、全庁的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議長（**黨 哲夫君**） 3問目。振興課長。

◇振興課長（**松本一雄君**） 命により、山田議員の「より利用しやすい道の駅等について」のご質問にお答えをいたします。

町では、議員各位をはじめ、関係者のご理解とご協力をいただき、道の駅甘楽のリニューアルにより、農産物等販売コーナーの拡張、フードコート、ピザ、軽食販売等、休憩スペースの新設、トイレの拡充等、その機能強化を図るほか、小幡公園整備、公園、駐車場、トイレ等及び甘楽ふるさと館の「もみじの間」の増築等、係る施設整備に鋭意取り組んでまいりました。

また、町長の答弁のとおり、世界遺産正式登録後は想像以上の観光客が富岡製糸場を訪れると思います。

このお客様を甘楽町へ取り込む施策を検討しております。一例ですが、誘客用の立て看板の設置、のぼり旗の設置、チラシの配布等を検討しております。

まず、ご質問の1つ目の「町の公共施設も小さい子ども連れに利用しやすいように」についてですが、道の駅については、登録されるために駐車場、トイレ、情報発信機能、地域振興施設を備える必要があり、基本的に振興施設は市町村、それ以外は道路管理者が整備することになっています。

今年の3月に拡張した道の駅のスペース等を考えて、慎重かつ十分な研究を重ねる必要があり、現状では課題が多いと考えておりますので、ご理解をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

次に、ご質問の2つ目の「各駐車場に、自転車・二輪車用の駐車スペースを作ること」についてですが、道の駅や甘楽ふるさと館では、自転車置き場は整備されています。各施設の設置目的や機能面、利用状況、スペース等を考えますと、設置については慎重な検討が求められているものと考えられます。

また、最後の3つ目の「その他の予定」については、道の駅にEV（電気自動車）充電器の設置をしたいと考えておりますが、施設面の充実と共に、お客様への対応、食の開

発、施設を活かしたイベントの企画など、ソフト面での取り組みも積極的に行っているところでありますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山田議員。

◇12番（**山田邦彦君**） それでは、「譲り合いネットの設置を」について、2回目の質問をさせていただきます。

①は、ほぼ了解できたんですが、今現在で耕作放棄地が、この4.9ヘクタール成立した後は、どのぐらい町内にあるか。その中のどのぐらいの部分が、貸し出しを希望する農地になっているかというのがわかれば、教えていただきたいと思います。

②なんですけれども、全く考えていないという話なので、ぜひ考え始めていただきたいと思うんですね。それこそどんどん若い人が居なくなって、今まで頑張っていた方々も、一例ですと、自分が耕作できなくなって、例えばトラクターを購入して草刈りだけをしているという人もいらっしゃいます。そういう人にとっては、やはり先ほどの幾つか条件がある中の新規就農者だけに限ってのいろんな補助ですと、なかなか上手に耕作放棄地が解消できないのではないかなと思うんですね。2つ目の民家、いわゆる空き家の「譲り合いネット」につきましても、今、派遣の若い人がいっぱいいらっしゃる訳で、自分の家を持ちたくても持てない人、当然結婚もなかなかできないというような人もいっぱいいらっしゃる訳ですね。それをやはり町として、制度、ルールを作っておいて、何人かの議員さんも話をしていましたが、そういった意味でのウェルカムといいますかね。「おもてなし」の心で作っていただけるとうれしいなと思うんです。例えば、そういうことをするために、法律だとか、何かできない障害になるようなことがあれば、また教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（**黛 哲夫君**） 1問目。農業委員会事務局長。

◇農業委員会事務局長（**山崎 等君**） そうすれば、2回目の質問について、お答えをさせていただきます。

町全体で耕作放棄地がどのくらいあるかということで、毎年利用状況調査ということで農業委員会で現地調査を実施しております。その結果、25年度の数値でいきますと、甘楽町では181ヘクタールほど耕作放棄地があります。そのうち、成立した4.9ヘクタールの後の耕作放棄地はどのくらいかということでございますけれども、細かい数値はちょっと把握していませんけれども、概ね土地改良地区の成立してあるところが田んぼが

主でございまして、大体自主管理をしていた土地で丸っきりの耕作放棄地というのは少ないと考えております。

雑駁な答弁で申しわけありませんが、以上で答弁とさせていただきます。よろしく願いします。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） では、もう一つ、農地の貸し出しと申しますか、農機具等の関係が出されました。私は職員にこれからお願いしたいというふうに思っておりますけれども、農業委員会で農地の貸し出しの制度を行っております。その制度の中に先ほど議員がおっしゃられますような空き家はともかくとして、トラクターでありますとか、田植え機でありますとか、小さな耕運機でありますとか、そういうものを登録をさせて、そして農業委員会の登録したものを見て、借りたい人がいたら、そこで農業委員会で仲介をして、売るなり貸すなり、そういう制度に持っていければと。農地と同じような機構の中にそれらも取り入れられればというふうに今考えていますので、その辺につきましてはまた農業委員会の会長とも相談しながら、それは進めていければいいかなと今思っているところがあります。

強いては最後は、その中に家ですとか、空き家ですとか、そういうものも入ってくればもっともっと進んだ形になっていけるかなというふうに思っています。よろしく願いします。

◇議長（黛 哲夫君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） 1問目はほぼ了解しました。ぜひそういう形で、縦横広げていただければと思います。

2問目について伺います。

おおむね了解しました。

③と④が特に全部屋内で設置してあるので、時間帯とかいろいろなところで、すぐすぐ24時間体制でというのが難しい部分があるなというふうな感触があります。そこで、例えばさっきの7番目のいろんなところで貸し出しというところも大事なことなので、やっていただきたいと思うんですが、例えば消防団の詰所ですとか、いわゆる24時間体制でもできるようなところへの配備というんでしょうかね。そのあたりも含めて検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） かなりの公共施設には設置がしてあるというふうに自分も思っているところであります。究極は、駆けつける一番の速さは救急車であります。救急車の中にAEDは積んでありますから。もしくは、救急車が来る前にというところもあるんだと思いますけれども、24時間人がいて、いつでもという部分はなかなか町の施設としては多くありません。ですから、その辺のところについては十分検討しながら進めていきますけれども、やっぱりスポーツ大会をやるときに貸し出す、山田議員のご指摘もありましたけれども、そういうものを積極的に行うことによって、利用率というのはもっと上がっていくかなというふうに思っています。強いて言えば使わないのが一番いいんですけども、いざというときのためのものでありますから、そのようなものも考えながら、これからは住民の皆さんの命と安全を守るために頑張っていければと思っております。

◇議長（黛 哲夫君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） 一番悩ましいところだと思うんですが、AEDが一般の人も使えるようになった理由の一番大きな理由というのが、要するに救急車が来るまでの間に亡くなる方が多いんですよね。それなので1分でも1秒でも早く対処できるようにということで、AEDというのがそういう形で普及されているというか、活用されているわけなんですね。例えば、使う時間帯が、私、データ持っていないので分からないんですが、深夜ですとか、早朝みたいなふうなことになってくれば、公共施設で夜に鍵をかけてしまうとかという所じゃなくて、やっぱり工夫する必要があるんじゃないかなと思うんですね。区長さんの家に置いてもらいたいとか、あるいは議員の家に置こうとか、職員の皆さんの家になんていうふうな話をすると、それこそいろいろ抵抗があるし、いろんな問題が出てくるので、私はそういうことは言いませんが、要するに工夫をして、救急車が来るまでの間が一番大事な訳なので、そこをやっぱり工夫してもらいたいというふうな要望を伝えて、2問目は終わりにします。

3問目に移らせていただきます。

まず、①は全くだめとは言ってくれなかったんで、ぜひまた十分な検討というふうに答弁もされているので、難しい、難しいというふうに言ってしまうずに、とにかく少子高齢化で子どもが宝だというふうな町長の一番のポリシーのもとなので、ぜひ使いやすくするために、ここに幾つものいろんな公共施設を書きましたが、全部が全部同じように整備することは難しいと思うので、やはりポイントを絞って必要なところというのが必ずありますから。甘楽町に行けば安心して見学ができる、遊べる、食べられる、休めるというふうな

ことにしていただくには、こういうことが必ず今後必要になってくると思いますので、ぜひ引き続き検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、②につきましては、自転車の置き場はあちこちに設置されているという話ですが、お客さんが行っても分かりづらいところに設置してあると、余り意味が無いんですよ。私が、何カ所か行かしてもらったときには、よく分からなかったもので、ぜひそのあたりも分かるような形で進めていただければと思います。

それと、二輪車につきましては、また特性が違うので、自転車と同じようにはすぐにはできないかなとは思いますが、二輪車が今後町のいろんな施設を訪問する機会が増えると思うんですね。実際に道の駅のグランドオープンするときにも、たくさんの二輪車がどこに駐車するかというので、うろうろしたのを見たりしました。ぜひ検討していただいて、そういう人たちにも気軽に寄っていただけるような施設にしていきたいと思います、いかがでしょうか。

③は了解しました。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原荘一君**） ご質問いただきました。1つ目のまずは必要なところ、必要な施設があると思いますので、それらを十分検討しながら、そしてもう一つはスペースの関係だと思いますけれども、必要なところ、スペース等を十分検討しながら、皆さんのご要望に応えられるように頑張っていければというふうに思っております。

それから、バイクと自転車の駐輪場の関係でありますけれども、やっぱり表示がちょっと足りないのかなというふうに思っているところでもあります。自動車は、白線が引いてあると、その中へ入れれば良いというふうに思いますけれども、バイクと自転車については、表示を十分検討して、バイクがそこへ置きやすいような、自転車も置きやすいような表示について、これから十分検討しながら皆さんのご要望に応えられるように頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 山田議員、よろしいですか。

◇12番（**山田邦彦君**） はい。

◇議長（**黛 哲夫君**） 以上で、山田邦彦君の質問が終了しました。

次に、議席番号1番、江原榮和君、お願いします。

◇1番（**江原榮和君**） 私は、今、結構新築住宅も増えておりますし、またいろんな施設が農地転用して雑種地等でソーラー発電等を行っている関係がありますので、ちょっと建

建築基準法第42条第2項によります狭あい道路後退、基本的にはセットバックといいますが、用地の受け入れについて、お聞きしたいと思います。

まず、甘楽町では、建築行為等による身近にある狭あい生活道路の後退用地の寄附受け入れ等については、平成19年4月1日施行の「甘楽町道路用地等の寄附受入事務取扱要領」によって取り扱っている。

当該事務取扱要領において、建築基準法第42条第2項により、後退したみなし道路等の寄附にあたっての費用負担については、同要領第4条で「寄附道路の所有権移転登記に関する費用は、寄附申込者の負担とする」と定められている。

しかしながら、県内をはじめ全国の多くの市町村の取扱要領や要綱について見ると、受け入れにあたっての費用負担等については、後退用地の測量や分筆、所有権移転登記等について、市町村が費用負担を行うか、費用等の一部についての助成を行うと定めており、多くの市町村においては緊急用車両が通行不可能な「狭あい生活道路」の積極的な解消整備に努めているが、甘楽町では寄附していただくにも係わらず登記等に伴う費用が寄附申込者となっていることから、後退敷地にプランターやブロック等が置かれている現状にある。

このことから、次の3点について検討をお願いしたい。

1、甘楽町としては、狭あい生活道路解消のためにも、寄附等の協力者には分筆や所有権移転登記等について、職務権限により登記を行うか費用の一部についての補助制度を設けることができるような要領改正を検討していただきたい。

2番、場合によっては、用地受け入れにあたっての「協力報奨金」制度についても検討していただきたい。

3番、寄附しないで当該用地を道路等に使用している場合における固定資産税等の免除申請についても検討していただきたい。

上記の点について、検討見直しをしていただきたい。緊急用車両が通行不可能となっている狭あい生活道路の積極的解消を図るように努力していただきたい。

ということで、ちょっと要望的表現となってしまっておりますが、要望的質問として回答をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原 荘一君**） それでは、江原議員の「建築基準法第42条第2項の狭あい道路セットバックの用地の受け入れについて」、お答えをいたします。

議員もご承知のとおり、建築基準法の第42条第2項の規定により、建築基準法上の道路とみなされる道のこと、これを「2項道路」と呼んでおりますけれども、現行の建築基準の規定では、都市計画区域においては敷地が幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接していないと原則として建物を建てることはできない。2項道路のセットバックは、道路中心線から2メートル後退することで建築可能となるというふうになっておるところでございますが、議員の質問の一番であります緊急車両が通行不可能な狭い生活道路の解消そして整備につきましては、住民の皆様と議員の皆様をはじめ、地域を取りまとめてくださる関係各位にご協力をいただきながら、そのような道路については早期実現に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておるところであります。

また、寄附の申し込み等々につきましては、この後、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 振興課長。

◇振興課長（**松本一雄君**） 命によりお答えいたします。

はじめに、「分筆・登記等の費用一部補助、助成について」であります、「甘楽町道路用地等の寄附受入事務取扱要領」第4条には「登記等に関する費用は、寄附申込者の負担とする」とありますが、寄附をいただける条件が整った分筆、所有権移転登記等につきましては、以前から嘱託登記により行っており、併せて道路新設、改良をはじめとして、町の事業に関連するほとんどの登記は同様に嘱託登記により実施しております。

また、県内の特に市部においては、道路後退用地の測量費などについても、基準に該当する場合にはこれらを負担することができる条項を定めておりますが、町では寄附の受け入れを円滑に行っていくことの理由から、寄附者に必要な書類を提出いただいているところでもあります。

次に、ご質問の2つ目の用地受け入れにあたっての「協力報奨金」制度の制定につきましては、従前からの受け入れの実情を踏まえ、限られた予算の中で今後も寄附受け入れを推進していくという観点から、今後においても無償で寄附をお受けすることを基本に考えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたくよろしくお願いを申し上げます。

ご質問の3つ目については、「個人所有の公衆用道路用地の固定資産税の免除申請について」ですが、現在のところ、分筆登記がなされ、現状が交通の用に供されている場合は、現地を確認の上、非課税扱いとさせていただいております。

また、公衆用道路用地として分筆登記されていても、現状が一部分で、公衆用道路としての用に供されていない場合は、宅地と同評価額の課税をしております。

なお、議員の質問の免除申請については、ご提出いただければ、現地を確認の上、対応を検討したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

さらに、町長の答弁のとおり、緊急車両が通行不可能な狭あい生活道路の解消、整備につきましては、住民の皆様と議員の皆様をはじめ、地域を取りまとめてくださる関係各位のご協力をいただきながら、早期実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議長（**黨 哲夫君**） 江原議員。

◇1番（**江原榮和君**） かなり私の考えと違って、取り組まれているようなので、私も考えをちょっと直します。いずれにしても、甘楽町は固定資産税負担が少ないということで寄附される方もかなり少ないと思うんですけれども、そういう方は私の家の周りもそうなんですけれども、道路にブロックを置いたり或いは石を置いたりしている状態で、少しでも家のほうに入っちゃいけないよということが見受けられます。そういうこともありますので、もしこのセットバック道路部分が発生している場合には、部分的な道路拡幅となってしまうと、以降の管理も大変だと思いますけれども、積極的に引き続き受け入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。要望で結構です。

◇議長（**黨 哲夫君**） 江原榮和君の質問が終了しました。

以上で、一般質問を終了いたします。

◇

○字句等整理委任の件

◇議長（**黨 哲夫君**） 平成26年第2回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

甘楽町会議規則第45条の規定により、字句の整理につきましては議長にご一任を願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任を願います。

○町長挨拶

◇議長（**黛 哲夫君**） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長。

◇町長（**茂原莊一君**） 平成26年甘楽町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

ご提案を申し上げました、承認の3件、同意2件、議案7件、報告4件につきましては、十分にご審議を賜り、全て原案どおりご承認、ご議決いただきまして、誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

一般質問をはじめ、ご審議の過程で議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見、ご提言等は、今後の町政運営に十分留意してまいりますので、一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、現在、県内は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録発表を間近にし、祝賀ムードが漂っております。甘楽町にとりましても、ゆかりある施設が世界遺産に登録されることは大きな喜びであると同時に、多くのお客様が富岡製糸場に訪れるという状況は大きな好機と考えております。

先々まで考え、世界遺産登録の盛り上がりを一過性のものとしてしまわないためにも、富岡製糸場プラスアルファが必要であり、甘楽町も含めて近隣のそれぞれの市町村の取り組みも重要だと思っております。

このような状況の中で、町では「にぎわいと元気」を生むために、多くの皆さんに甘楽町へも足を運んでもらおうと多くの施策に取り組んでおりますので、議員各位のますますのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、梅雨時の天候不順の折、議員各位におかれましては健康にくれぐれもご留意をいただき、甘楽町発展のためにますますご尽力賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（**黛 哲夫君**） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る10日に開会されました今期定例会も、上程された全ての案件が滞りなく終了し、

ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。定例会中、終始熱心にご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚く御礼を申し上げます。

いまや梅雨入りとなり、全国各地で天候不順や異常気象が発生しております。ときには、局部的なゲリラ豪雨等による土砂災害などが心配されるこの頃であります。

執行当局におかれては、常に住民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、より一層のご努力をお願い申し上げる次第であります。

2月の想定外の大雪被害に対応した復興対策も、全力で行政と議会が一体となって取り組みにあたっており、住民の日常生活、特に農業の早期の復興を期待しております。

いよいよ今週末には、世界遺産として「富岡製糸場と絹産業遺産群」の登録が目前となりました。甘楽町にとりましても大きな喜びであります。

今後、当町としても、いかにしてこの「群馬の宝」を有効に活用していかなければなりません。このことは町にとりましても「にぎわい」の創出の大きなチャンスでもあります。

この3月に「道の駅甘楽」がグランドオープン、先月には甘楽ふるさと館の「もみじの間」が完成、楽山園を中核とした城下町小幡の周遊拠点施設が第一段として整備が整いました。これらを核として「まごころ」と「おもてなし」で大いに町の活性化が図られるよう想定外の施策が期待されているところです。

議会としても、執行と一丸となって積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

結びに、議員各位をはじめ執行各位におかれましても、健康には充分留意をいただき、町政発展のために益々のご活躍されますことを心からご祈念申し上げ、閉会のご挨拶いたします。



○閉 会

◇議長（**黛 哲夫君**） 以上で、平成26年第2回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時53分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 黛 哲 夫

署名議員 富 岡 朝 男

署名議員 山 崎 澄 子